

## 令和4年度第1回 公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会 議事要旨

- 日 時** 令和4年5月27日(金) 14:30～16:00
- 会 場** 農業研究センター名護支所
- 参加者** 沖縄県保健医療部 系数部長、諸見里医療企画統括監、  
名護市 金城副市長、国頭村 新里福祉課長(代理)、  
大宜味村 島袋副村長、東村 平田福祉保健課長(代理)、  
今帰仁村 比嘉副村長、本部町 平安山健康づくり推進課長(代理)、  
恩納村 新里健康保険課長(代理)、宜野座村 下里副村長、  
金武町 池原副町長、伊江村 山城医療保健課長(代理)、  
伊平屋村 金城副村長、伊是名村 諸見住民福祉課長(代理)、  
沖縄県病院事業局 玉城病院事業統括監、琉球大学病院 平田副病院長、  
北部地区医師会 宮里副会長、北部地区医師会病院 諸喜田院長、  
県立北部病院 久貝院長
- オブザーバー** 北部市町村会 広域連携課 仲間課長、宮城係長、
- 事務局** 沖縄県保健医療部医療政策課 井上課長、川満室長、仲本主幹、  
小波津主幹、玉城主査、金城主任、当真主事  
システム環境研究所 福岡、小西、佐藤(幸)、知念

### 議事概要

#### 1. 開 会

(冒頭略)

本日審議した内容は、6月3日に予定している協議会に諮り、最終確認を得た後、協議会としての決定事項となることを確認。

#### 2. 議 事 「一部事務組合の規約案について」

##### 事務局の説明

事務局から一部事務組合の規約案について概要説明。

##### <質疑等>

##### 【議員定数について】

- (1) 県議会から3～4名必要ではないかとの意見、名護市議会においても1名でいいのかといった意見がある。議員定数の14名について、今回で了承ということになるのか確認があった。7月に予定している覚書を目処として、議員定数の了解を得ることとなる(14名から増える可能性あり)。その後、構成団体へ確認を行い、覚書を締結することとなる。

#### 【会計管理者について】

- (2) 会計管理者が兼務となっており、それは名護市の会計管理者を想定しているものと思われる。名護市の会計管理者は、相当の事務量があり、現状でも大変な状況にあるため、名護市としては厳しいとの意見があった。また、開院前の建設整備も含めて共同処理事務となるので、兼務ではなく常勤で配置した方がよいとの意見があった。会計管理者については、類似団体の沖縄県離島医療組合を参考にしており、決裁業務や適正な会計指導という観点から距離が近い方がよいことから名護市と調整を行っているところ。また、財団法人を作ってそこに指定管理させるという形態をとり、病院の経営に関する事務は財団法人が担うことになるため、多くの事務量は想定していないことの説明があった。この点については、引き続き調整していくことを確認した。
- (3) 会計管理者について、組合の職員の中から任命することも検討してはどうかという意見、また、副管理者について、あらかじめ順位を決めておく必要はないかとの意見があった。会計事務を適正に執行するためには、執行機関と出納機関で別の者を充てた方がよいと考えていること、副管理者の順位付けは、組合の規則等で定める予定であることを説明。

#### 【負担金について】

- (4) 合意書第5条第3項のただし書き「ただし、当該相当額だけで不足する場合は、当該不足額は県が負担するものとする」が規約案に入っていない。市町村にとっては大事な部分なので検討してもらいたいとの意見があった。規約案にただし書きが入っていない理由として、ただし書きの部分は合意書に明記されていること、宿泊施設の整備要望の意見があるように、合意事項以外の財政需要が出てくることも想定され、その場合には県と市町村でどのような経費負担のあり方が望ましいのかといった議論が生じ、ただし書きを入れてしまうと将来発生しうる財政需要についてすべて県が負担するかのようになってしまうこと、それ以外にも附属診療所の施設整備や運営については、へき地診療所ではない屋我地診療所もあり、将来施設整備も見込まれ補助金がない状況もあるので、そのときの負担をどうするか併せて協議をしていくことになることの説明があった。

この説明に対し、いろいろなもので合意事項ではないとなってしまうと、市町村としても納得できないため、ただし書きを入れてほしい、他のものが出てくるのであれば、その時に協議をすればよいとの意見があった。この意見に対しては、一般的に他県含めて類似の組合では、負担の部分で仮定の話は規約に打ち込んでいないこと、またその部分について本県は合意書を作っており、それが反故にされることはあり得ないことを説明した上で、ただし規約にも重ねて入れて明確にすべきではないかということについては固持するものではないため、規約に入れることについて検討することを確認した。

#### 【附属診療所の建設整備について】

- (5) 伊平屋診療所及び伊是名診療所が築 40 年以上経過して老朽化が激しい。11 月に県知事あて要望書を出しているところだが、北部医療センターに引き継ぐ前に整備していただきたい。伊平屋診療所の場合は海岸沿いの海拔 2 m であり、高台への移転も含めて検討いただきたい。他にも、新しい病院の負担にしてはいけない、県で負担して移管してほしい旨の意見があった。病院事業局で施設の劣化度調査を終えたところであり、伊平屋、伊是名の診療所についても、建て替えではないが、改修が必要との結果が出ている。関係機関と協議をしながら対応していく。

#### 【北部看護学校の公立化について】

- (6) 共同処理事務の医療従事者の確保についての要望。北部医療センターを設置するに当たって、組合の共同処理事務として北部看護学校を組合立、公立化にして、自前で育成して確保していくことが望ましい。令和元年に名桜大学の中で、北部看護学校の存続、公立化に向けて検討が行われたが、実現には至らなかった。しかし、その必要性や方向性は変わらないので、組合において北部看護学校の公立化を検討いただきたい。一組立の看護学校に持っていけないかということについて、否定するものではないが、まずは基幹病院を進めることが大切。看護学校の移管も含めて並行で議論に入っていくと、新たな負担の話も出てくるため簡単な話ではない。まずはしっかりと開院を迎えて、状況をみながら議論する必要がある。

#### 【規約案のスケジュールについて】

- (7) 11 月の第 2 回整備協議会で規約案を最終決定して、議会に提出することになる。覚書は、重要事項を合意して、あくまで手戻りが生じないようにするためであり、今日で規約案を了承したらその後には動かさないわけではない。順調にいけば 7 月と言っているが、それは延びてもいい。最終は 11 月の整備協議会であると御理解いただきたい。

### 3. 報告事項

#### 事務局の説明

事務局から以下の(1)～(5)について概要説明。

- (1) 基本設計業務委託の公募について
- (2) 県議会及び市町村議会への説明状況について
- (3) 転籍意向調査について
- (4) 整備予算の確保について
- (5) 令和 4 年度スケジュールについて

### 4. 意見交換

- (1) 建築資材がどんどん上がってきており、事業費の 279 億円の予算内でやるとな

った場合、縮小したものにならないか懸念がある。事業費は変更することができるのかとの確認があった。事業費は整備基本計画段階の試算額となり、基本設計、実施設計、建設整備と進めていく段階において、あらためて試算を行うことになる。

- (2) 北部医療センターは全県立病院の問題であるということをぜひ言っていただきたい。転籍意向調査においても、全県立病院が対象であることをアピールしてもらいたいとの意見があった。転籍意向調査を「全県立病院及び北部地区医師会病院を対象」と文言を修正。
- (3) 整備予算の確保についての国との調整状況の中で、「他県と比較しても充実した病院整備の補助制度がある中で、新たな制度が必要な特殊事情」は、事務方で答えるのは難しい。名護市長を中心として、北部 12 市町村のみなさんのバックアップが必要との意見があった。建築工事がはじまる前までには予算措置しなければならないので、目安としては令和 4 年度、5 年度あたりで事務方である程度整理した段階でタイミングを図っていくことを確認した。

## 5 . 閉 会

以上